

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十二号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表中

県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目
県営東山住宅	広島市安佐北区可部東一丁目

を

県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目
--------	--------------

に、

県営平成ケ浜住宅	
----------	--

を

県営平成ケ浜住宅	
県営第二平成ケ浜住宅	

に改める。

別表第二号の表中

県営福島西住宅駐車場	
------------	--

を

県営福島西住宅駐車場	
県営福島住宅駐車場	広島市西区福島町二丁目

に、

県営平成ケ浜住宅駐車場	
-------------	--

を

県営平成ケ浜住宅駐車場	
県営第二平成ケ浜住宅駐車場	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中

県営平成ケ浜住宅	
----------	--

を

県営平成ケ浜住宅	
県営第二平成ケ浜住宅	

に改める部分

及び別表第二号の表の改正規定中

県営平成ケ浜住宅駐車場

を

県営平成ケ浜住宅駐車場
県営第二平成ケ浜住宅駐車場

に改める部分

は平成二十年四月一日から、別表第二号の表の改正規定中

県営福島西住宅駐車場

を

県営福島西住宅駐車場
県営福島住宅駐車場

に改める部分

は平成二十年六月一日から施行する。